

制度全般について

Q 来年度以降も当事業は継続されるか？

A 来年度以降の実施は決定していませんが、今年度の実績を踏まえて検討したいと考えています。

Q 法人ごとに支援対象は1件までか？

A 認定基準を満たせば、一つの法人でも複数の事業が対象となります。

Q 審査の基準は？先着順になるのか？

A 認定基準は募集要領を参照してください。この事業は、予算の範囲内で実施するため、補助金の交付決定（事業認定）は申請の先着順となります。

Q ブランド產品の調達可能な量や調達コストを知りたい。

A 事前相談の段階で、調達したい量などを教えていただき、情報を整理したうえで、ブランド協議会事務局から各認定団体に照会いたします。

対象経費等について

Q 試作品までの開発経費が対象なのか？

A 試作品の提出が可能なものであることが条件ですが、令和8年2月末までに実際に販売する商品として開発できた場合は、そこまでにかかった経費も対象となります。

Q 既に販売しているブランド產品を活用した加工品をリニューアルするとは、具体的にどのようなものが対象となるのか？

A 「ターゲットを変え、新たな販路を開拓するため、パッケージデザインを変更するとともに、原材料の配合を見直し、まつやま農林水産物ブランドのさらなる認知度向上につなげる」など、リニューアルする理由や内容が本事業の趣旨に沿ったものが対象となります。

単に、パッケージデザインが古くなったからという理由でリニューアルするものなどは対象となりません。

Q 松山市産の農産物を活用するなら、ブランド產品以外でも対象となるか。

A 対象となりません。当事業はブランド產品の認知度向上を趣旨としています。

Q 自前の店舗での販売のみを対象としている場合は、対象となるか。

A 対象となりません。商品化後は、パッケージ化された商品が複数の販売ルートで流通することを前提としています。

Q いつからいつまでが補助対象経費となるのか。

交付決定（事業認定）を受けた日から、事業完了日までに支出したものが対象となります。（事業完了日までに支払いをした

A ことを証明するものを実績報告書へ添付する必要があります。）事業完了日は必ず、商品販売開始日と同日、もしくは以前の日となります。

Q 昨年度から開発を進めている商品があるが、補助対象となるか。

補助対象となります。新規に開発を進める場合と同じ要件が適用され、審査も同様に受けさせていただけます。ま

A た、補助対象経費は、交付決定を受けた日から、事業完了日までに支出したものが対象となることに変わりはなく、開発当初にさかのぼって、補助対象経費を対象とすることはできません。

Q 具体的に商品開発費とは？

A 試作品をつくるための原材料調達費、パッケージデザインなどを製作する際のデザイン費（委託料）、外部のバイヤーや専門家にアドバイス等をもらった際の謝礼（報償費）、加工を外部に発注した際の加工賃などです。

Q 具体的に事務費とは？

A 試作品を展示会等に出店した際の会場使用料や出展料・送料、商品ラベルなどを製作した際の印刷製本費などです。

Q 経費のうち、対象外となるのは？

社員の人工費、事務所や工場など不動産の賃借料、試作品製作以外にも活用している器具の導入費や維持管理料など、当該事業以外にもかかる経費であって、当然に当該法人が負担すべき経費は対象外です。

また、営業活動のための旅費・交通費や飲食代、消費税及び地方消費税などの各種税金、振込手数料等も対象外です。

Q 試作品をつくる過程でかかった経費のうち、試作が失敗した際の原材料費なども対象となるか？

A 商品化が可能な試作品を作るにあたって、必要な経費であると認められる場合は対象となります。

Q 報償費が高額でも問題ないのか？

A 商品開発（試作品製作）に必要な経費であれば対象となります。状況によって別途説明資料等の提出をいただく場合があります。

Q	製造設備等機器の導入は補助金対象となるか？また、機器のリース料金や機器の更新費用は対象となるか？
A	新商品開発に必要不可欠な機能を追加するための更新は対象となります。ただし、PC・タブレットなど他の用途でも活用可能な汎用性の高いものは対象外です。また、リースも可能ですが、リース契約が交付決定日以降である必要があります。
Q	開発の一部を委託してもいいのか？（委託料の上限額はないのか？）
A	委託料も補助の対象となります。委託料の上限は定めていません。
Q	試作品製作用に調達した原材料に残量が発生した場合、この購入費は補助対象となるのか？
A	対象となります。試作品をつくるにあたり、当初想定していた量よりも原材料が少なく済む場合も想定されるため、対象となり得ます。
手続き面について	
Q	補助対象経費の確認の方法は？領収書は写しでいいのか？
A	・税抜き金額、支払内容、支払先、支払元、支払日等を確認させていただきますので、領収書にそれらの記載がない場合は、 詳細がわかる書類（請求書やレシート等）を添えて実績報告時に提出いただきます。領収書は写しで構いません。領収書に代えて、銀行振り込み明細の写しや通帳のコピーでも構いません。
Q	経費の支払い方法は、現金払いや小切手、手形も可能か？
A	領収書等で経費と用途が確認できれば支払い方法は限定していません。ただし、令和8年2月末までに決済される必要があります。
Q	補助金はいつ受け取れるか？前金払い、概算払いは可能か？
A	原則、事業完了後に実績報告を確認した後に補助金を支払います。実績報告は随時受け付けしています。
Q	申請書類等の様式はどこでもらえるのか？
A	ウェブサイト「マルっとまつやま」からダウンロードするほか、必要があればブランド協議会事務局（松山市農林水産振興課）からメールで送信します。
Q	申請時、何を提出するのか？
A	募集要領および交付要綱を参照してください。
Q	新商品を必ず完成させなければならないか？
A	試作品を令和8年2月末までに提出いただくことが条件となります。実際の商品の販売が、それ以降になることは差し支えありません。
Q	交付決定後、年度内に試作品が提出できないことが判明した場合、どうするのか？
A	想定された時点で、事業の見直しを行い、変更交付申請書（第6号様式）（交付要綱第8条）を提出するか、中止（廃止）承認申請書（第8号様式）（交付要綱第9条）を提出してください。
Q	交付決定後、試作品が完成しなかった場合（令和7年2月末までに提出できなかった場合）は補助対象とならないのか？
A	支援要件を満たさなかったとして補助対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。